ロ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合	141単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽　入所定員が91人以上の場合	14単位

2　入院・外泊時加算（１日につき）

イ　入院・外泊時加算(Ⅰ)

⑴　入所定員が60人以下の場合	320単位
⑵　入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
⑶　入所定員が91人以上の場合	252単位

ロ　入院・外泊時加算(Ⅱ)

⑴　入所定員が60人以下の場合	191単位
⑵　入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
⑶　入所定員が91人以上の場合	150単位

注１　イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第９の１の注１に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の１の注１に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この２において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した初日から起算して８日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。４及び６において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した初日から起算して８日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

3　自活訓練加算（１日につき）

イ　自活訓練加算(Ⅰ)	337単位
ロ　自活訓練加算(Ⅱ)	448単位

注１　６月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児（知的障害児又は自閉症児に限る。以下この３において同じ。）に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児１人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

２　イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

３　同一の障害児について、同一の給付決定期間（法第24条の３第６項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。）中１回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、２回）を限度として加算する。

4　入院時特別支援加算

イ　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに２の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が４日未満の場合	561単位
ロ　当該月における入院期間の日数の合計が４日以上の場合	1,122単位

注　指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月につき１回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5　福祉専門職員配置等加算

イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	７単位
ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	４単位

注１　イについては、指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

⑴　指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（⑵において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

⑵　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6　地域移行加算　500単位

注　入所期間が１月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中１回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。